

建設工事に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について

(R7. 4. 1~)

山県市

予定価格 4,000万円 以上	<p>(1) 低入札価格調査対象 地方自治法施行令 § 167の10① 「確保のため特に必要な場合」</p> <p>①「調査基準価格(低入札調査価格)」 予定価格算出の基礎となった 直接工事費の97% 共通仮設費の90% 現場管理費の90% 一般管理費の68% } の合計金額(千円未満の端数切捨て)を入札価格が下回る入札は低入札調査 → ※合計金額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。</p> <p>②「失格判断基準価格」 予定価格算出の基礎となった 直接工事費の97% 共通仮設費の90% 現場管理費の90% 一般管理費の40% } の合計金額(千円未満の端数切捨て)を入札価格が下回る入札は失格</p>
予定価格 4,000万円 未満 予定価格 200万円 以上	<p>(2) 最低制限価格対象 地方自治法施行令 § 167の10② 「確保できない・公正取引を阻害する場合」</p> <p>③「最低制限価格」 予定価格算出の基礎となった 直接工事費の97% 共通仮設費の90% 現場管理費の90% 一般管理費の68% } の合計金額(千円未満の端数切捨て)を下回る入札は失格 ※算出式は、低入札価格調査制度の調査基準価格と同じ</p>

※ 土木系5種工事以外の工事について、市長が特に必要であると認めるときは、調査基準価格及び失格判断基準価格を予定価格の10分の7.5を乗じたものから10分の9.2を乗じたものまでの範囲で適宜設けることができる。

※ 総合評価落札方式による場合は、低入札価格調査制度を適用する。